

救急救命士法第三十四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部
を改正する告示に関する意見募集の結果について

令和6年3月29日
厚生労働省
医政局地域医療計画課

救急救命士法第三十四条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部を改正する告示について、令和6年2月6日（火）から同年3月6日（水）まで御意見を募集したところ、本件に直接関係ない御意見が1件ございました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。